

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		隣保館の利用の許可
根拠条例・規則等名		さいたま市隣保館条例
条 項		第6条
所 管 部 課		市民局市民生活部人権政策・男女共同参画課 さいたま市立三つ和会館（電話：048-642-4741）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、 会館の利用を許可しない。 (1) 会館の設置目的に反するとき。 (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、会館の管理上支障があ るとき。
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場 合はその理 由)	即日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 年 月 日最終改正
備 考		